

子ども家庭支援センター（深川北・豊洲・東陽・大島・南砂） の指定管理者の選定手続きについて

子ども家庭支援センターについて、「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」、「江東区子ども家庭支援センター条例」に基づき、平成 2 8 年 4 月 から指定管理者制度による管理運営を行っているところであるが、令和 2 年度末をもって現在の指定期間の満了を迎えるため、次のように再選定の手続きを実施する。

1 施設の名称・施設所在地

	施設の名称	施設所在地
①	深川北子ども家庭支援センター	江東区高橋 1 4 番 6 号
②	豊洲子ども家庭支援センター	江東区豊洲五丁目 5 番 1 - 2 0 1 号
③	東陽子ども家庭支援センター	江東区東陽三丁目 1 番 2 号
④	大島子ども家庭支援センター	江東区大島四丁目 1 番 3 7 号
⑤	南砂子ども家庭支援センター	江東区南砂三丁目 1 4 番 1 - 1 0 1 号

2 現在の指定管理者・指定期間

	現在の指定管理者	現在の指定期間
①・③～⑤	社会福祉法人 雲柱社	平成 2 8 年 4 月 1 日から 令和 3 年 3 月 3 1 日まで
②	社会福祉法人 景行会	同 上

3 選定方法

(1) 公募による選定 : ①深川北・②豊洲・③東陽・④大島

(2) 非公募による選定 : ⑤南砂

(非公募の理由)

① 南砂子ども家庭支援センターは、虐待及び養育困難な環境にある家庭に対して継続的に必要な支援を行うことを目的としているため、保護者や児童との高度な信頼関係が求められる施設である。

引き続き指定管理を行うことにより、高度な信頼関係に基づく安定したケース管理と継続した支援サービスの提供が確保でき、虐待事案の悪化防止や終結に向けた取り組み効果が相当程度期待できる。

② 同施設は平成18年度の開設当初から虐待対応を行っており、従事する職員に特定の資格要件や専門知識、経験が求められ、業務遂行にあたり専門性・特殊性が高い。

また、令和2年度から区こども家庭支援課養育支援係と合わせて「江東区子ども家庭総合支援拠点」と位置付け、区の虐待対応の統括機能の更なる強化を図るため、拠点機能の安定的な運営と継続性の面においても、現指定管理者が引き続き管理を行うことが最適である。

③ 同施設は、平成28年度から30年度における年度評価も優れており、令和元年度に実施した第三者評価においても概ね良好な結果となっている。また、利用者アンケートでも多くの保護者から高い評価を得ている。

4 今後の日程（予定）

日付	内容
令和2年8月	江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会で指定管理者候補者の決定
令和2年9月	第三回区議会定例会において指定議案の提案
令和3年3月	協定書の締結
令和3年4月	指定管理者による運営開始